令和１１年度容量市場（発動指令電源）参加に向けたアグリゲーション業務　仕様書

１　概要

受注者は、電力広域的運営推進機関が規定する容量市場メインオークション募集要綱（対象実需給年度：令和１１（２０２９）年度）に基づき、京都市上下水道局（以下「発注者」という。）のデマンドレスポンス（以下「ＤＲ」という。）容量をアグリゲーターとして令和１１年度容量市場の電源等リスト（発動指令電源）に登録し、令和１１年度容量市場に参加する。

受注者は、電力需給のひっ迫が予想される際に、一般送配電事業者からアグリゲーターへの発動指令に応じて発注者へＤＲの発動指令を行い、発注者が電力の需要抑制を行う。また、発注者が実施したＤＲ実績に応じて受注者が発注者へ報酬を支払う。

２　対象施設、設備及びアセスメント対象容量

⑴　対象施設

京都市上下水道局水道部松ケ崎浄水場

⑵　所在地

京都市左京区松ケ崎中海道町９番地

⑶　標準電圧

２０，０００Ｖ

⑷　契約電力

２，２００ｋＷ

⑸　アセスメント対象容量

１９０ｋＷ

⑹　デマンドレスポンス対象設備

高区送配水ポンプ　出力２５０ｋＷ×１台

アセスメント対象容量とは、発注者が想定するＤＲ容量（調整係数反映前）である。

上記のアセスメント対象容量の値はあくまで現在の想定であり、令和９年度に実施する実効性テストの結果をもって契約容量を確定することとする。

実効性テストの結果、契約容量がアセスメント対象容量を下回った場合であっても、発注者から

ペナルティ金額の支出は無いこととする。

なお、施設における電力の使用実績に関しては、別紙１を参考とすること。

また、実効性テストの結果、ＤＲに適しない施設であることを発注者及び受注者の協議により合意した場合、申込み及び契約を締結しないことができる。申込み及び契約の締結に至らなかった場合、発注者及び受注者が本業務の準備に関してそれぞれ要した費用については、各自が負担する。

３　実施条件

⑴　削減電力提供期間

実需給年度：令和１１年度（令和１１年４月１日～令和１２年３月３１日）

実効性テスト：令和　９年度（令和　９年４月１日～令和１０年３月３１日）

⑵　年間発動回数

１２回（１日の上限は１回）

⑶　発動指令

応動の３時間以上前（６時から１４時まで）

⑷　継続時間

３時間／１回

⑸　対象時間帯

土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する日、令和１１年１２月２９日、１２月３０日、１２月３１日、令和１２年１月２日及び１月３日を除く９時から２０時まで

⑹　要請方法

電子メール及び電話で下記に連絡する。

京都市上下水道局技術監理室監理課、水道部施設課、水道部松ケ崎浄水場

※　午前６時から午前８時３０分までに発動指令を行う場合、京都市上下水道局技術監理室監理課、水道部施設課に対しては、電子メールを送信のうえ、午前８時３０分以降に改めて電話連絡をすること。

⑺　ベースラインの算定方法

電力広域的運営推進機関が定める「容量確保約款（対象実需給年度：２０２４－２０２９年度）（２０２６年７月）」の別紙（ベースラインの算定方法）によるものとする。

⑻　報酬の支払い

実需給年度終了後、**４　報酬**　に基づき、令和１２年４月２５日までに報酬額を発注者へ通知するとともに、同年５月３１日までに発注者が指定する方法により支払うこととする。

４　報酬

⑴　基本報酬単価及び報酬額の計算条件

様式１「報酬額の算出方法」を用いて基本報酬単価（円／ｋW）、従量報酬額の算出方法及び実需給期間のＤＲ未達成時のペナルティ金額の算出方法を含む報酬額の計算条件を提示する。

なお、従量報酬を設定しない場合、従量報酬額は０円とし、従量報酬額の算出方法は空欄とする。

⑵　受注者が発注者へ支払う報酬

発注者が実需給年度に実施したＤＲ実績に応じて、⑴で算出した基本報酬額とペナルティ金額及び従量報酬額の差額を受注者が発注者へ支払う報酬額とする。ただし、ペナルティ金額が基本報酬額と従量報酬額の合計を上回り、報酬額が０円を下回る場合であっても、受注者は発注者へペナルティ金額等を請求することはできず、報酬額を０円とする。

報酬額（円）　＝　基本報酬額（円）　＋　従量報酬額（円）　－　ペナルティ金額（円）

※　実効性テスト期間における基本報酬、従量報酬及びペナルティ金額は無いものとする。

５　本事業の実施に必要な設備の設置

受注者は、発動指令の伝達に既存の設備で不足する場合及び受注者の希望により対象施設内に設置されている取引用計量器の計量データを必要とする場合は、事前に発注者の承諾を受けたうえで機器の設置及び工事を行うことができる。ただし、本契約満了又は解除した場合は速やかに原状回復するものとする。このための設置及び撤去に係る費用はすべて受注者の負担とする。

なお、工事を行わない場合は、受注者の負担で計量データの取得を行うこと。

６　一般送配電事業者等との契約締結

受注者は本契約による容量市場への参加が適切に行えるよう、一般送配電事業者や電力広域的運営推進機関等との契約など必要な契約を締結すること。

７　一般送配電事業者及び電力広域的運営推進機関への手続き

一般送配電事業者及び電力広域的運営推進機関への届出、その他手続きすべては、受注者が行う。発注者が提供する必要のある書類がある場合は、受注者が適切な時期に発注者へ依頼する。

８　ＤＲの取組推進に関する支援

受注者は、施設管理者への説明業務（実効性テスト及び実需給期間における発動指令から応動完了までに関する内容説明、担当者の研修、マニュアルの作成等）に協力すること。内容等については、発注者と協議のうえで決定する。

９　守秘義務

受注者は本契約上知り得た内容を第三者に漏らしてはならない。契約期間満了後においても同様とする。

１０　容量市場参加申込書

⑴　発注者は、受注者と速やかに最終的な容量市場参加条件の協議を行い、発注者と受注者は速やかに令和１１年度容量市場（発動指令電源）参加に係るアグリゲーション業務に関する協定を締結し、受注者に、容量市場参加申込書を送付する。

⑵　受注者は、容量市場参加申込書受理後、容量市場の必要な手続きを行い、発注者と受注者は令和１１年3月３１日までに令和１１年度容量市場（発動指令電源）における容量供給契約を締結する。

なお、令和１１年度実需給時の契約に際しては、**４　報酬　に基づく**基本報酬単価及び報酬額の計算条件等を適用し、契約容量は実効性テストの結果をもって協議のうえ決定する。

ただし、実効性テストの結果、ＤＲに適しない施設であることを発注者及び受注者の協議により合意した場合、契約を締結しないことができる。

１１　その他

本仕様書に記載のない事項については、「容量市場メインオークション募集要綱（対象実需給年度：２０２９年度)」及び「容量確保契約約款（対象実需給年度：２０２４－２０２９年度）（２０２６年7月)」による。